

一般社団法人 YY Association 会則

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人YY Associationと称する。

略称は「YYA」とする。

第2条（目的）

当法人は、音楽・ダンス活動の実施と助成、音楽家・ダンサーに対するサポートを行い、もって我が国の音楽文化の普及と発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 音楽・ダンスに関する公演等の実施及び助成
- (2) 音楽家・ダンサーに対する資金援助
- (3) 音楽に関する資料等の収集、調査研究の実施及び普及活動
- (4) ホスピス・養護施設・発展途上国での音楽活動の実施及び助成
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業の実施

第4条（会員の種別）

当法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 賛助会員：当法人の目的に賛同し、活動を後援する個人、法人又は団体
- (2) アドバイザー：音楽・芸術活動における特別の功労があり、理事会により推薦された者

2 なお理事長もしくは理事会が特に認めた場合は、会員からの申請に基づき当該会員の会員種別を変更することができる。

第5条（入会）

賛助会員として入会しようとする者は、所定の様式による入会申込書（または電子文書）を提出し、理事長の承認を得なければならない。ただし、アドバイザーは、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって足りる。

第6条（会費）

会員の会費は、年額一口100,000円とする。ただし、役員、アドバイザーは会費を納めることを要しない。

2 年度途中での入会にあっては、入会の月より月割計算を以て、その年度の分を入会と同時に納入するものとする。

3 特別な事情を有する会員が理事会に申請し、これを理事会が認めた場合には、年会費を減免することができる。

第7条（退会）

会員が当法人を退会しようとするときは、理由を付して理事会あてに退会届を提出しなければならない。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 成年被後見人、又は被保佐人となったとき
- (2) 死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 法人又は団体の賛助会員が消滅したとき
- (4) 会費を2年以上支払わず、支払いの催告に応じないとき

2 既に納入した会費その他の拠出金品は返金しない。

第8条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第9条（会則の変更）

本会則の変更および細則の作成変更には理事会の承認を得る。

2 本会則に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

付則

本会則は、2019年2月12日から施行する。